

第1回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会

会議名称	第1回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和2年9月25日（金）午前10時00分から正午まで
開催場所	門真市立文化会館3階 音楽室
出席者	（委員）5人中5人出席 萩原委員、藤原委員、北岡委員、堀内委員、水野委員 （事務局） 市民文化部：山次長、 生涯学習課：隈元課長、森井課長補佐、中谷課長補佐、藤井副参事 柴田主査、岡係員
案件	1 委員長・副委員長の選出 2 会議の公開・非公開について 3 会議録について 4 募集要項等について 5 書類審査の方法について 6 書類審査 7 審査結果報告 8 第2回審査方法説明

【事務局】

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第でございます。

資料1「配席図」でございます。

資料2「選定委員会委員名簿」でございます。

資料3「諮問書（写し）」でございます。

資料4「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（抜粋）」  
でございます。

資料5「審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」でございます。

資料6「門真市情報公開条例（抜粋）」でございます。

資料7「指定管理者募集要項」でございます。  
資料8「指定管理者業務仕様書」でございます。  
資料9「指定管理者募集に関する質問への回答」でございます。  
資料10「指定管理者指定申請者一覧」でございます。  
資料11「第1次審査評価基準表（案）」でございます。  
資料12「第1次審査評価個表（案）」でございます。  
資料13「価格点算出表」でございます。  
資料14「第2回指定管理者候補者選定委員会予定表」でございます。  
資料15「第2次審査評価基準表（案）」でございます。  
資料に不足はございませんでしょうか。

**【事務局】**

ただ今より、第1回門真市立公民館・門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

初めに、委員の皆様をご紹介します。

大阪樟蔭女子大学 教授 萩原 雅也 委員でございます。

追手門学院大学 准教授 藤原 直樹 委員でございます。

北岡慎太郎公認会計士事務所 公認会計士 北岡 慎太郎 委員でございます。

堀内社会保険労務士事務所 社会保険労務士 堀内 賢司 委員でございます。

門真市市民文化部 部長 水野 知加子 委員でございます。

なお、こちらにおりますのが、事務局の職員です。よろしくお願ひ申し上げます。

次に事務局を代表いたしまして、市民文化部次長の山より一言ご挨拶を申し上げます。

**【事務局】**

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会の開催にあたりまして、事務局を代表いたしまして一言ご挨拶申し上げます。委員各位におかれましては、ご多忙中にも関わらずご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、選定委員の委嘱に際しましては、快

くお引き受けいただきましたことを重ねてお礼申し上げます。さて、今回は、門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定期間が令和3年3月31日をもって終了することから、引き続き令和3年4月1日より指定管理者制度を継続するにあたり、改めて指定管理者を公募し選定するものでございます。本委員会は、指定管理者の候補者選定にあたり、透明性と公平性を確保するために設置されたものであり、応募団体から提出されました申請書類等を厳正な審査のうえ、候補者となる団体を選定し、市長に答申を行うものでございます。各委員におかれましては、重責を担っていただくこととなりますが、公の施設にふさわしい団体を慎重にご審議のうえ、選定していただきたくお願い申しあげまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

#### 【事務局】

ありがとうございました。それでは、まず資料3「諮問書（写し）」をご覧ください。本日、本委員会の皆様に対しまして、門真市長から諮問書が提出されております。本来ですと、市長から直接お渡しさせていただくべきところではございますが、公務の都合上、資料として配布させていただきますことご了承ください。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会です。本日を第1回目とし、ご答申をいただきますまで、全2回ご審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。なお、後日議事録を作成させていただくために、会議の様子を録音させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、本日の案件に移らせていただきます。まず、「委員長・副委員長の選出」です。お手元の資料4「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（抜粋）」の第9条の2をご覧ください。ここに、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選していただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

(委員長及び副委員長の選出)

#### 【事務局】

ありがとうございます。委員長から就任にあたりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

**【委員長】**

僭越ではございますが、ご指名、ご賛同いただきまして、委員長務めさせていただきます。さきほど次長のご挨拶にもありましたとおり、厳選な審査をするということで、みさなさんから積極的なご意見をいただかないとなかなか進まないと思いますので、どうぞ積極的に貴重な意見を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

**【事務局】**

ありがとうございました。以降の議事進行につきましては委員長をお願いいたします。

**【委員長】**

それでは次の案件、「会議の公開・非公開について」に移ります。このことについて、事務局より説明願います。

**【事務局】**

本市におきましては、お手元の資料5「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、「門真市情報公開条例」に規定する「法人その他の団体に関する情報」であり、「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であり、不開示情報に該当すると考えられることから、事務局といたしましては、非公開とすることが適当と考えております。このことについて、ご検討をお願いいたします。

**【委員長】**

ただいま、事務局から会議を非公開とすることが適当との提案がありましたが、いかがでしょうか。

—異議なし—

**【委員長】**

ありがとうございます。それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開とします。続きまして、本委員会の会議録について事務局から説明願います。

**【事務局】**

本委員会の会議録につきましては、資料5「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の会議終了後2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公表するとともに、第2回の終了後、第1回と第2回の会議録を2週間を目途に併せて公表します。また、会議録の作成につきましては、資料6「門真市情報公開条例（抜粋）」に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

**【委員長】**

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。

—異議なし—

**【委員長】**

それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公表は事務局案のとおり行います。続きまして、募集要項等について事務局から説明願います。

**【事務局】**

それでは、募集要項についてご説明いたします。

お手元の資料7「門真市立公民館・門真市立門真市民プラザ指定管理者募集要項」をご覧ください。まず、選定の対象となる施設は、門真市新橋町34番24号にある門真市立公民館、

門真市大字北島546番地にある門真市立門真市民プラザでございます。門真市立公民館は、生活に即する教育・学術・文化に関する事業などを行うほか、市民が集いサークル活動などを通じて教養を高めるなど、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与するための施設で、昭和61年3月に開設いたしました。門真市立門真市民プラザは、あらゆる世代の市民が生涯を通じて多様な学びや人と人とのつながりを得る場であるとともに、市民自らが地域課題解決を図る場となるような生涯学習推進のための拠点施設として、青少年活動センターや生涯学習センター、体育館・グラウンド、図書館分館、教育センターなどが共存する生涯学習施設として平成19年5月より開設した施設でございます。これまでの指定管理者制度導入の経過としましては、まず、門真市民プラザで平成25年度から3年間の期間で指定管理者を導入しました。平成28年度からは、より質の高い行政サービスの提供や効率的な建物等の維持管理を行うため、これまで直営であった公民館、文化会館も加え、3館一括で5年間の期間を設け、指定管理者が管理しております。この度、令和3年3月31日をもって5年間の指定期間が満了を迎えるため、次期指定管理候補者の選定を行うものです。なお、文化会館については、今後新たに建設する生涯学習複合施設へ集約されることとなっているため、令和3年3月31日をもって閉館することが決定していることを申し添えます。指定管理者が行う業務の範囲につきましては、募集要項3ページ以降を、また、詳細につきましては資料8「指定管理者業務仕様書」をご覧ください。指定期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間としております。次に、5ページをご覧ください。これまでの経過についてご報告いたします。この募集要項を、令和2年7月2日から8月7日まで配布し、7月16日に行った現地説明会に6団体が参加されました。その後、8月11日から8月21日まで申請書類の受付を行ったところ、お手元の資料10「指定管理者指定申請者一覧」のとおり、2団体から申請書類の提出がありました。次に、8ページをご覧ください。選定の方法についてご説明いたします。指定管理者候補者の選定につきましては、審査の公平性、透明性を高めるため選定委員会を設置し、書類審査による第1次審査、プレゼンテーション審査による第2次審査により候補者を選定します。本日の第1回選定委員会では、第1次審査として、2団体から提出された申請書類に対して審査を行っていただきます。次に、審査の基準についてご説明します。お手元の資料11「第1次審査評価基準表（案）」をご覧ください。これは、「門真市公の施設にかかる指定管理者の指

定の手続等に関する条例」第4条第1項の選定基準をもとに、施設の設置目的などを勘案して評価項目や配点を定めた事務局案です。対象部分という列は、申請書類④施設事業計画書（様式第6号）のうち、その評価項目の対象となる部分を指しております。また、評価の視点という列には、市が指定管理者に期待する事項を評価の視点として記載しております。評価方法につきましては、AからEまでの5段階での評価とし、各項目の得点は、それぞれの配点に、A 1点、B 0.8点、C 0.6点、D 0.4点、E 0.2点を乗ずることにより算出いたします。AからEの判断基準については、A「特に秀でている」、B「秀でて優れている」、C「優れている」、D「わずかに優れている点を認める」、E「優れている点が認められない」としてしております。なお、委員全員が同じ評価項目においてEと評価した場合は失格とします。評価項目のうち、(10)「職員の雇用確保の方策と労働条件」につきましては、社会保険労務士である堀内委員の評価を、また、(13)「申請団体の経営状況」につきましては、財務に関する専門的な知識を必要とすることから、公認会計士である北岡委員の評価を全員に採用してはどうかと考えております。また、評価項目のうち、(7)「指定管理料の額」につきましては、申請団体の提案価格を比較し、自動的に算出する方法を用いてはどうかと考えております。この方法と採点につきましては、資料13「価格点算出表」をご覧ください。配点につきましては、特に4つの評価項目を重視し、配点を20点と多くしています。まず、複合施設であるため、各施設それぞれの役割を十分に検討していただきたいことから(1)を、次に、先ほど申し上げた(7)指定管理料の額を、次に、様々な工夫により経費削減を図っていただきたいことから(8)を、最後に、事業を通じて市民の生涯学習活動の推進を図っていただきたいことから(15)を重視した配点としております。審査結果の記入は、資料12「第1次審査評価個表（案）」の様式に、評価項目ごとに5段階評価を表すABCDEのアルファベットを記入していただきますようお願いいたします。以上の事務局案について、ご検討をよろしく申し上げます。

#### 【委員長】

ただいま、募集要項等に関する説明と、評価基準表の提案がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

**【委員長】**

それでは、事務局が提案した第1次審査評価基準表に基づいて審査を行うことを決定してよろしいでしょうか。

—異議なし—

**【委員長】**

それでは、書類審査に移りたいと思います。書類審査の方法について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

書類審査の方法についてご説明します。書類審査の前に、記入していただく審査評価個表を事務局から配布します。採点は、審査評価個表の全ての空欄に記入していただきますようお願いいたします。審査中に疑問が生じた場合は、事務局にご質問ください。審査中に評価について意見交換を行いたい場合は、委員長にお伝えください。審査時間は今から1時間後を目途に堀内委員と北岡委員から特定項目の評価をご報告いただくとともに、その他の評価についても意見交換を行いたいと考えております。次に申請書類の内容についてご説明します。全ての申請書類の1枚目には申請書類一覧が添付されており、申請に必要な全ての書類がそろっていることを事務局で事前に確認しております。②の「申請資格を有していることを証する書類」では、直近3ヵ年分の納税証明書などの提出を求め、税金の滞納が無いことを確認しております。③の「施設事業計画書概要」では、申請書類をわかりやすく説明する応募の概要をA3用紙一枚に記載しております。④の「施設事業計画書」では、評価基準表の評価項目の順に提案が記載されております。⑤の「管理業務収支計画書」では、市に求める指定管理料などが記載されております。⑥の「申請団体の経営状況を説明する書類」では、貸借対照表や事業計画書の提出を求め、申請団体の経営状況を確認できるようにしております。⑦の「就業規則及び給与規程等の写し」は、指定管理

施設における雇用が適正に行われることを確認するために、就業規則及び給与規程等の写しの提出を求めています。以上で、書類審査の方法と申請書類の内容に関する説明を終わります。

**【委員長】**

ただいま、書類審査の方法と申請書類の内容に関する説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

もし、審査の途中で気づいたことがあれば、手を挙げていただくか、私のほうに遠慮なくおっしゃってください。それでは、これから書類審査を開始します。審査個票はすでに委員の皆さんに配布されていると思いますので、この個票にさきほど説明のあったAからEまでの評価をご記入いただくと。いまから1時間、11時25分くらいになりましたら、堀内委員と北岡委員からそれぞれの点数を発表いただいて、それを我々で記入して、個票を提出ということで進めていきたいと思います。それでは、それぞれ審査の方よろしく願いいたします。

《審査開始》

**【委員長】**

委員からご質問がありましたので、少し審査の手を止めていただけますか。委員お願いします。

**【委員】**

まずトイボックスさんの施設事業計画の概要、A3横書きの分なんですけれども、門真市が以前実施した市民アンケートからは生涯学習の認知度、特に若い市民に低くなっているんですけれども、アクティオさんの施設事業計画の13ページで見ると、こちらは経験者と

いう形になんですけれども、若年者の方が数字が高いというデータを引っ張ってきているんですけれども、これは肌感覚的にいうとどちらが近いんですか。

**【委員長】**

おっしゃっているとおり、引っ張ってきているデータの出典元が違うんだと思いますけど、現状からいうと、どちらがより実感に近いのかというところ。

**【事務局】**

実感としましては、若い人というよりは、ご高齢の方のほうがたくさん参加しているという印象があります。特に若い人が認知度が低いかと言うと、それはアンケート結果のおおりのことだと思えますが、施設を見たときにはご高齢の方が多いのかなという印象があるのは事実です。

**【事務局】**

少し補足させていただきますと、アクティオさんの方の微増ながら若い世代の活動経験が高齢者世代を上回っているという件なんですけれども、おそらくこちら総合計画の中でアンケートを取る際に、生涯学習活動はすごく幅広い意味があると言いますか、日常的に映画に行っているとか、音楽を聴いているとか、絵画を見ているとか、そういったことすべて生涯学習にあたるかと考えておりますので、そのあたり含めて、生涯学習に触れる機会が多いという。少しアンケートの聞き方ですね、若い世代の方はそういった映画館ですとか音楽を聴いているとかというところで、生涯学習に触れる機会があるというところのアンケートになっているのではないかなと。一方でトイボックスさんの方、出典は少し分かりませんが、生涯学習の認知が特に若い世代に低いというところなんですけれども。我々の推測では、生涯学習の認知度と言われているんですけれども、おそらく生涯学習施設というところでは、これまでのアンケートから、若い世代の利用が少ないとかというところが出ておりますので、施設含めての門真市の生涯学習の認知度が低いような状況になっているのではないかなと、事務局としてはそのように考えております。

**【委員長】**

アクティオさんの方の13ページの出典がはっきりされていて、平成30年度にとられた市のアンケートなんですけれども、生涯学習活動というのがどういうふうに最初に説明されているかによって変わってくるかと思います。ちょっと原稿がここにはないので。それによるこのデータということで。トイボックスさんの方はおそらく生涯学習推進基本計画を作った際の数値かなという気がするんですけれども。

**【事務局】**

そうですね。アンケートの取り方によってこのような結果になっているような状況だと思います。

**【委員長】**

生涯学習活動というのを、どういうふうに定義しているかによって変わってきますので、音楽を聴きに行くとか、コンサートに行くとかも生涯学習ですというと、若い世代の方が多いかもかもしれませんね。それぞれの計画書を書くときに、引用として適切なデータを引っ張てくると思いますので、両方嘘はないと思いますけれども、実感的にはさきほどおっしゃたように、例えばこの施設を使っているのは実態としては高齢者の方が多いというのは事実ですよ。というように少し中途半端なんですけれども。委員よろしいでしょうか。

**【委員】**

はい。

**【事務局】**

よろしいでしょうか。

**【委員長】**

はい、どうぞ。

**【事務局】**

先ほどの事業計画書の生涯学習とはというところの項目についてご説明したいと思います。生涯学習とはいつでも、どこでも、自分から進んで自由に行える学習活動のことで、講座や教室への参加に限らず、スポーツ、文化活動、ボランティア活動、趣味などの様々な学習活動のことを言いますということでございます。もう一つ、生涯学習推進基本計画の先ほどおっしゃっていたアンケートの部分で、認知度のところ聞いているんですけども、10代、20代のところで聞いたことも内容も知らないという方が49.4パーセントというところで、突出して高いとアンケート結果が出ておりますので、おそらくトイボックスさんの方は、こちらを引用したのかなと思われま

(書類審査)

**【委員長】**

いかかでしょう。もう20分なんですけれども審査は終わられましたでしょうか。そうしましたら、まず意見交換ですね。では、委員よりご報告をお願いしたいと思います。まず、(10)「職員の雇用確保の方策と労働条件」の評価について、委員よりご報告をお願いいたします。

**【委員】**

はい。(10)「職員の雇用確保の方策と労働条件」の評価ですが、両者ともC評価とさせていただきます。

**【委員長】**

ありがとうございます。では、(10)「職員の雇用確保の方策と労働条件」については、両者ともC評価ということをお願いいたします。

次に、(13)「申請団体の経営状況」の評価について、北岡委員よりご報告をお願いいたします。

**【委員】**

(13)「申請団体の経営状況」ですが、アクティオの方がA評価、トイボックスの方がC評価です。

**【委員長】**

この評価となった理由を参考までにお聞かせください。

**【委員】**

お手元の資料を見ていただきたいのですが、申請団体の経営状況を確認する書類があると思います。まずアクティオさんの方の損益計算書と貸借対照表を見ますと、アクティオさんの方は、総資産が35億9千万円あります。純資産が15億2千万円ということで、かなり規模も大きく、純資産比率も42.3%ということでかなり良いと思われます。そのまま貸借対照表のところ、流動資産の方が31億6千8百万円、流動負債が19億6千2百万円というところで、流動資産から流動負債を割ったものがいわゆる流動比率と呼ばれるものなのですが、流動負債より流動資産の方が圧倒的に多く、比率で言いますと、161.4%ということで、短期の資金繰りとしても問題ないと思います。損益計算書で見ますと、売上高が99億3千5百万円、最終利益が2億7千5百万円ということで、利益率も2.7%ということで、規模的に関しましても、今回4年間で約5億円という中で、規模的にもかなり大きく、流動比率であったり、純資産比率であったり、売上利益率であったり、このあたりを見ましても規模的にも内容的にもすごくいい会社だと思います。これは2019年12月なのでちょっと古いデータですけれども、12月決算なのでやむを得ないと考えます。ただ、2018年以前、過去4年間のデータもあるんですけれども、それを見ましても安定的に利益を出しているということでAにさせていただきました。これに対しまして、トイボックスさんをCにした理由なんですけれども、2020年3月現在の貸借対照表をご覧いただきたいんですけれども、これを見ますと先ほどのアクティオさんに比べますと、総資産が2億2千万円ということで、規模的に10分の1以下という形になっております。ただ、純資産比率も57.7%ですので、総資産に占める純資産の割合が半分以上ありますので、そういう意味では健全な会社だと思います。あと、先ほどの流動資産と流動負債を比較した流動比率についても180.2%

ということで、流動資産が流動負債の約2倍近くありますので、このあたりも健全とと思われます。それと2020年3月期の活動計算書、ここの経常収益は、売上高とは微妙に違うんですが、ほぼ売上高と見ますと約3億9千万円ということで、利益に関しましても、8千3百万円ということで、当期利益の売上高に対する利益率も21.2%ということで、利益率に関しましてはアクティオさんよりはかなり良いと思われます。ただ、なぜCにしたかと言いますと、一つは規模的に売上高が年間で3億9千万円ということで、ただ今回は4年で約5億円、1年で1億3千万円ということで、ここの会社の規模に対して1年間の門真市の金額がかなり多く占めているので、少し心配ということで下げているのが一点。もう一点なんですけれども、昨年度、2019年3月31日に関しましては、赤字が約9百万円ということで、ここでは2年間のデータしかないんですけれども、昨年度最終損益が9百万円の赤字ということですので、少し不安定なのかなと思います。貸借対照表上は規模を除けばそれほど問題ありませんが、損益計算書の方が去年赤字で今年がえらい黒字ということがありますので、そのあたりが不安定なのでCということにさせていただいております。

**【委員長】**

では、二人の委員から評価いただきましたので、そのとおりさせていただきまして、特に皆さんの方でお気づきの点とか、ご意見やご質問等ありましたら、今出していただけたらと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

**【委員長】**

ではこれで採点を終了してよろしいでしょうか。

それでは、これより、事務局の集計が終わるまで、休憩に入ります。

**【委員長】**

それでは、委員会を再開します。まず、評価結果について、事務局から報告をお願いしま

す。

**【事務局】**

それでは、得点順に評価結果を報告します。

1位は、アクティオ株式会社、総得点は795点です。

2位は、特定非営利活動法人トイボックス、総得点は760点です。

以上の結果により、第1次審査により選定される上位2団体は、1位はアクティオ株式会社、2位は特定非営利活動法人トイボックスとなります。

**【委員長】**

それでは、第1次審査により選定する上位2団体をこのとおり決定しますが、よろしいでしょうか。

－異議なし－

**【委員長】**

それでは、最後に、第2回委員会について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、第2回委員会についてご説明します。資料14「第2回指定管理者候補者選定委員会予定表」をご覧ください。日時は、令和2年10月13日（火）午前10時から12時30分まで、会場は保健福祉センター4階第1・2・3会議室です。内容は、第1次審査により選定した2団体によるプレゼンテーションの審査と、第1次審査の得点を併せた合計点を参考とした総合審査を行い、指定管理者候補者を選定していただきたいと存じます。

次に、資料15「第2次審査評価基準表（案）」をご覧ください。選定基準は5項目あります。

1. 利用者の平等な利用が確保されるか、2. 施設の効用を最大限に発揮させるものであるか、3. 管理経費の縮減が図られるものであるか、4. 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか、5. その他市が必要と認める基準を満たすものである

か、プレゼンテーション審査で申請団体に対して行う質問につきましては、以上の5項目につき、委員のみなさまに定型質問として1問、自由質問として1問、5人の委員のみなさまで計10問の質問をお願いいたしたく存じます。

定型質問とは、すべての申請団体に対して行う同じ内容の質問のことで、自由質問とは、プレゼンテーションを受けて疑問に感じたことなどをご質問いただくものでございます。なお、どの項目をどの委員が質問するかということにつきましては、それぞれの委員のみなさまの専門分野を踏まえ、事務局案としてあらかじめ記入させていただいております。つきましては、資料15の質問（主旨）を踏まえた具体的な定型質問の案を第2回選定委員会までに各委員にお伺いし、事務局でとりまとめのうえ、第2回選定委員会で質問（案）としてご提示させていただきたく存じます。

以上で、第2回選定委員会についてのご説明を終わります。

#### 【委員長】

事務局から第2回選定委員会の審査内容について説明がありましたが、ただいまの提案内容について意見交換をしたいと思います。ご意見をいただきたいのですがいかがでしょうか。

#### 【委員長】

質問なんですけれども、この質問（主旨）と書かれているものを参考に、各委員がそれぞれの分担のところで1問、2団体ともに共通で聞く質問を考えてくださいということです。事務局の方からメール等で連絡がありますので、それにお返しいただくと。自由質問の方はその場になってみないと分かりませんので、その場でそれぞれの団体に聞いていくと。おひとりの委員がそれぞれの分担のところで二つの質問をすると。それを聞いていただいて、各自が配点とおりの採点を行うと。ですので、当日は100点満点を5人の委員がつけていただくと。500点満点で当日のプレゼンテーション審査をするということですね。最終は、今日の評価を踏まえて評価するということですね。

#### 【委員長】

ほかにご意見やご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

**【委員長】**

それでは、ご意見、ご質問ないようでしたら第2回選定委員会までに、委員のみなさまにおかれましては、担当の項目の定型質問の案をご検討いただき、事務局でとりまとめのうえ、第2回選定委員会において、質問（案）としてご提示いただくということによりよろしくお願いいたします。

ほかにご意見やご質問はございませんでしょうか。

それでは、これをもちまして、第1回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会を閉会します。